

居宅介護支援事業所 愛 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ファイブワンが開設する居宅介護支援事業所 愛（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は要介護状態なった場合においても、そのおかれている環境に応じて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

第3条 事業は利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

第4条 事業に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、中立公正に行う。

第5条 事業の実施に当たっては、市町、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第6条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所 愛
- (2) 所在地 福山市御幸町大字下岩成83-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（常勤） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 6名（常勤管理者兼務1名 常勤専従5名）
居宅サービス計画（ケアプラン）の作成及びサービス事業者等との連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月16日まで及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容)

第9条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成

- (2) 情報の提供
- (3) 要介護認定の申請、変更の代行手続き
- (4) 居宅サービス事業所との契約締結に関する必要な援助
- (5) 関連事業所等との連絡調整
- (6) 給付管理票、サービス利用表の作成と提出

(居宅介護支援の提供方法、利用料その他の費用の額)

第10条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン形式に基づくもの
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 最低月1回

- 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の実施地域)

第11条 事業所の通常の実施地域は、福山市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第12条 介護支援専門員等は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに市、利用者の家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第13条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等かの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、ご契約者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 虐待の発生またはその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の定期的な開催の上内容について従業者に周知徹底、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）を講じる。
- (2) 研修等を定期的に実施することを通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- (3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- (6) 虐待防止に関する責任者を選定する。虐待防止に関する責任者：管理者 川上 伸江

(身体拘束防止の適正化に関する事項)

第15条 事業所は以下の措置を講じることとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならない。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画実施に関する事項)

第16条 事業所は以下の措置を講じることとする。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。
- (2) 当該業務継続計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第17条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は介護支援専門員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回

(3) その他の研修

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社ファイブワンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 20 年 9 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 20 年 10 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 21 年 9 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 21 年 11 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 26 年 9 月 26 日に施行する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 27 年 5 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 27 年 7 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 28 年 3 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 28 年 8 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 28 年 8 月 17 日に施行する。
- この規程は、平成 30 年 3 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 30 年 5 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 30 年 6 月 1 日に施行する。
- この規程は、平成 30 年 12 月 1 日に施行する。
- この規程は、令和 2 年 3 月 1 日に施行する。
- この規程は、令和 3 年 9 月 1 日に施行する。
- この規程は、令和 3 年 10 月 1 日に施行する。
- この規程は、令和 4 年 12 月 1 日に施行する。
- この規程は、令和 5 年 7 月 1 日に施行する。
- この規程は、令和 5 年 10 月 1 日に施行する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日に施行する。
- この規程は、令和 6 年 7 月 1 日に施行する。
- この規程は、令和 6 年 12 月 1 日に施行する。